

<h1>高知県公報</h1>	<b>発 行</b>
	高 知 県 高 知 市 丸 ノ 内 一 丁 目 2 番 20 号 <b>発 行 日</b> 毎 週 2 回 (火曜日・金曜日)

目 次

規 則	ページ
◎高知県警察の設置及び定員に関する条例の一部を改正する条例の施行の日を定める規則	1
高知県公安委員会規則	
◎高知県警察定員配分規則の一部を改正する規則	1

-----  
**規 則**  
-----

高知県警察の設置及び定員に関する条例の一部を改正する条例の施行の日を定める規則をここに公布する。

平成25年5月16日

高知県知事 尾崎 正直

**高知県規則第31号**

**高知県警察の設置及び定員に関する条例の一部を改正する条例の施行の日を定める規則**

高知県警察の設置及び定員に関する条例の一部を改正する条例（平成25年高知県条例第49号）附則の規定に基づき、同条例の施行の日は、この規則の公布の日とする。

-----  
**公 安 委 員 会 規 則**  
-----

高知県警察定員配分規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成25年5月16日

高知県公安委員会委員長 山崎 實樹助

**高知県公安委員会規則第6号**

**高知県警察定員配分規則の一部を改正する規則**

高知県警察定員配分規則（昭和37年高知県公安委員会規則第7号）の一部を次のように改正する。

別表中「83」を「84」に、「153」を「154」に、「151」を「152」に、「436」を「437」に、「106」を「107」に、「453」を「454」に、「488」を「491」に、「1,585」を「1,588」に、「695」を「698」に、「1,899」を「1,902」に改める。

**附 則**

この規則は、公布の日から施行する。